施行指針様式第6号

　　年　　月　　日

甲府市上下水道事業管理者　様

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　印

電話番号

直結増圧式給水に関する承諾書（　新設　・　既設　）



上記の建物における直結増圧式給水について、次のことを承諾いたします。

1. 使用者又は入居者等への周知
2. 増圧給水設備の特徴を理解し使用者等に周知させるとともに、増圧給水設備についての苦情を甲府市上下水道局に一切申して立てません。
3. 増圧給水設備の故障等の緊急時に備え、修繕連絡先を明示し、周知を図ります。
4. 直結増圧式給水は、受水槽と異なり貯水機能がないため、配水管の断水・減水や緊急時等、また、計量法に基づくメーターの取替え時等には、水の使用ができなくなることを承諾し周知します。
5. 停電や故障により増圧ポンプが停止したとき又は断水や水圧低下により給水不良が発生した場合においては、共用の直圧給水栓を使用するよう周知します。
6. 定期点検
7. 増圧給水設備の機能を適正に維持するため1年に1回以上の定期点検を行います。また必要に応じて保守点検や修繕を速やかに行います。使用者ごとに設置する逆流防止装置等の器具についても、適正に保守します。
8. 甲府市が保守点検状況の確認を求めた場合は、点検結果報告書等を提出いたします。